

職場における創意工夫表彰規程

一般社団法人埼玉県発明協会

(目的)

第1条 一般社団法人埼玉県発明協会（以下「協会」という）は、職場における発明考案及び創意工夫を奨励することにより、企業の合理化を促進し地域産業の発展に寄与することを目的とし、各職場において優れた創意工夫によって科学技術の進歩又は改良に寄与した個人又はグループを表彰する。

(表彰対象)

第2条 表彰は、次の各号に該当する者に対して行う。

- (1) 発明・考案、技術の改良・改善などの創意工夫により、作業能率の向上、製品の品質向上、コストの削減、未利用資源の活用等経済的効果に貢献した実績が顕著である者。
- (2) 傷害防止、公害、災害の防止などの技術等の改善向上に貢献した実績が顕著である者。
- (3) 上記のほか、表彰対象に係る詳細は、職場における創意工夫表彰候補者募集要綱に定める。

(審査委員会)

第3条 表彰候補者の審査を行うため、職場における創意工夫表彰審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の委員長は会長が務め、審査委員は会長が委嘱する。

(受彰者の決定)

第4条 会長は、審査委員会の議を経て受彰者を決定する。

(表彰)

第5条 表彰式は、原則として定時社員総会の開催日に行う。

第6条 受彰者のうち要件を満たす者は、文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞の候補者として推薦する。

附則 この規程は、平成26年3月26日から適用する。